

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務において、特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和7年3月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、必要な資金の貸付を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付に関する事務
③システムの名称	●母子父子寡婦福祉資金貸付システム ●団体内統合宛名システム ●中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付及び償還に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 第9条第1項 別表の第63の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第34条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表の第63の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第34条各号 (情報提供) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42, 88, 125, 161の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉労働部こども未来課
②所属長の役職名	福祉労働部こども未来課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	●福岡県総務部県民情報広報課情報公開係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3104
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	●福岡県福祉労働部こども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係 〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092-643-3257
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月29日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

〔8〕特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

1

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

事務取扱担当管理簿、特定個人情報取扱状況記録管理簿、研修受講結果等管理簿を作成し、自己点検も毎年行うこととしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月27日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠(情報提供分)	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の第26の項、第30の項、第87の項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号ト、同条第2号～第5号、第44条第1号ト、同条第2号～第5号	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の第26の項、第30の項、第87の項、第19条第8号 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号ト、同条第2号～第6号、第44条第1号ト、同条第2号～第6号	事前	
平成28年12月27日	II しいき値判断項目／1. 対象人数 /いつ時点の計数か	平成27年11月9日時点	平成28年12月5日時点	事後	
平成28年12月27日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	平成27年11月9日時点	平成28年12月5日時点	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長と、扶養する児童の福祉の増進のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、必要な資金の貸付を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長と、扶養する児童の福祉の増進のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、必要な資金の貸付を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付に関する事務	事後	
平成30年1月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長	福祉労働部児童家庭課長 野口 真	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	事後	
平成30年1月17日	II しいき値判断項目／1. 対象人数 /いつ時点の計数か	平成28年12月5日時点	平成29年12月21日時点	事後	
平成30年1月17日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	平成28年12月5日時点	平成29年12月21日時点	事後	
平成31年3月26日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	福祉労働部児童家庭課長 勝永 敏也	福祉労働部児童家庭課長	事後	新様式への変更
平成31年3月26日	IVリスク対策			事後	新様式への変更
令和3年3月8日	II しいき値判断項目／1. 対象人数 /いつ時点の計数か	平成29年12月21日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和3年3月8日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	平成29年12月21日時点	令和3年2月15日時点	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報／1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 /②事務の概要	母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、扶養する児童の福祉の増進のため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、必要な資金の貸付を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付に関する事務	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、必要な資金の貸付を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ・資金の貸付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・償還免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・上記に掲げるもののほか、資金の貸付に関する事務	事後	
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 /②法令上の根拠	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の第63の項 (情報提供) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二の第26の項、第30の項、第87の項、第19条第8号	(情報照会) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の第63の項 (情報提供) ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第二の第26の項、第30の項、第87の項、第19条第9号	事後	
令和4年3月15日	II しいき値判断項目／1. 対象人数 /いつ時点の計数か	令和3年2月15日時点	令和4年2月21日時点	事後	
令和4年3月15日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	令和3年2月15日時点	令和4年2月21日時点	事後	
令和5年3月15日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	令和4年2月21日時点	令和5年2月16日時点	事後	
令和5年3月15日	II しいき値判断項目／2. 取扱者数 /いつ時点の計数か	令和4年2月21日時点	令和5年2月16日時点	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／5. 評価実施機関における担当部署／①部署及び②所属長の役職名	①福祉労働部児童家庭課 ②福祉労働部児童家庭課長	①福祉労働部こども未来課 ②福祉労働部こども未来課長	事後	
令和7年3月17日	I 関連情報／8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	●福岡県福祉労働部児童家庭課ひとり親家庭支援係 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092－643－3257	●福岡県福祉労働部こども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係 〒812－8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 電話番号 092－643－3257	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	令和4年1月31日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつ時点の係数か	令和4年1月31日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつ時点の係数か	令和4年1月31日 時点	令和6年12月31日 時点	事後	
令和7年3月17日	IVリスク対策			事後	新様式への変更